明 上 下 総 第 536 号
2026年（令和8年）10月6日

明石市公営企業管理者　東　俊夫
（公印省略　上下水道局経営管理室契約担当）

制限付一般競争入札（電子方式）の実施について

制限付一般競争入札（電子方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び明石市上下水道局契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則（平成5年規則第10号）第5条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1　対象工事
工　事　名　　松の内２丁目ほか地内配水管布設替工事

2　入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること）
（1）　明石市入札参加資格者名簿（建設工事）に工種が土木一式工事で登録されており、かつ、許可区分が特定建設業で登録されていること。
（2）　明石市内の本店で登録している者（市内業者）であり、かつ、工事品質評価型入札制度における土木一式工事の品質評価合計点（総合評定値＋品質評価点）が開札日において830点以上であること。
（3）　土木一式工事における適正な専任の監理技術者を配置できること。
（4）　明石市入札参加資格者名簿に3年以上登録されていること。
（5）　有効な経営事項審査結果を受けており、開札日においてその総合評定値が明石市業者情報管理システムに登録されていること。
（6）　地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
（7）　明石市上下水道局契約規程第2条の規定により読み替えて準用する明石市契約規則第3条の規定に該当しないこと。
（8）　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
　ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合は、この限りではない。
（9）　公告日において明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
(10)　公告日において納期限が到来している明石市上下水道局の水道料金及び明石市税を開札日の前日までに完納していること。
(11)　開札日の前日において、国税（法人税（個人にあっては所得税）並びに消費税及び地方消費税）を完納していること。また、落札者となった場合には、契約締結期限までの間に、国税の滞納がないことを証する納税証明書を提出できること。
(12)　設計図書・特記仕様書等の内容を熟知し、工事内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3　設計図書等のダウンロード
公告日からダウンロード可能

入札情報サービスの入札公告詳細(建設工事)の添付文書に「設計図書(PDF)」を添付していますのでダウンロードしてください。

4　設計図書等に対する質問及び回答

（1）　入札情報サービスの入札公告詳細（建設工事）に記載している質問期限までに、電子入札システムにより送付してください。

（2）　質問に対する回答

質問期限の翌々日午後1時以降に入札情報サービスの入札公告詳細(建設工事)の添付文書に掲載します。

5　入札参加申込み

入札情報サービスの入札公告詳細(建設工事)に記載しています期間内に「参加申請書」に必要事項を記入の上、送付してください。

※上記期間内に参加申請書の提出がない場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

6　入札等の受付期間及び添付書類

入札等の受付期間は、入札情報サービスの入札公告詳細(建設工事)に記載しています。また、その期間内に添付書類（下記ア～イ）を電子入札システムにより送付してください。

ア　工事費内訳書（指定様式）

イ　配置予定技術者調書（指定様式）

※調書の【必要書類の提出について】を必ずご確認ください。

※上記の設計図書に対する質問回答の質問に対する回答を必ずご確認の後、入札送付してください。

※入札書送付時には必要書類をすべて添付したことを必ず確認してから送付してください。追加送付はできません。添付がない場合は無効となります。

7　開札場所

明石市役所　本庁舎8階　804会議室

※開札時間は、入札情報サービスの入札公告詳細（建設工事）に記載しています。

8　入札保証金

免除

9　契約保証金

要（契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市上下水道局契約規程第2条により読み替えて準用する明石市契約規則第25条の規定に該当する場合には免除等を行う場合がある。）

10　建退共掛金収納書（発注者提出用）の提出

要

11　工事の施工に伴い第三者に与えた損害を賠償する保険の付保について

要

12　消費税の取扱い

入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜で記載）。

契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。
なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

13　支払条件
前金払　有（40%以内）　　中間前金払　有（20%以内）　　部分払　有（4回以内）　　残額竣工払

14　予定価格（税抜）
入札結果公表時に公表します。

15　低入札基準価格（税抜）
有（入札結果公表時に公表します。）
<u>※明石市公共工事最低制限価格制度（令和7年4月1日施行）を採用します。</u>

16　「暴力団排除に関する誓約書」及び「適正施工についての誓約書」の提出について（契約締結時の注意事項）
（1）明石市上下水道局が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、執行予定総額が200万円を超える場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。
（2）明石市公共工事最低制限価格制度実施試行要領第9条の規定により、低入札基準価格を下回る額で落札決定者となった場合には、落札決定者は契約締結時までに、適正施工についての誓約書を提出していただきます。
契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。
　この場合において、入札・契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。
　また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

17　契約条項等を示す場所
明石市上下水道局契約規程、明石市上下水道局工事請負契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ「入札コーナー」において閲覧することができます。

18　入札に関する条件
（1）　入札書が指定の日時までに到着していること。
（2）　入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
（3）　入札内容が明確であること。
（4）　入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
（5）　談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。
（6）　契約締結予定日において、有効な経営事項審査結果を受けていること。

19　無効とする入札
（1）　入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
（2）　虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
（3）　入札に関する条件に違反した入札
（4）　その他「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（工事 電子方式）」等のとおり

20　資格審査及び落札決定について

（1）　開札場所においては、一旦全件保留とし、参加要件について事後審査を行います。

（2）　入札結果は、入札情報サービスにて掲載します。

（3）　落札となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、「明石市制限付一般競争入札実施要綱第6条第2項ただし書きに規定する「くじの執行方法及び落札者の決定方法」を定める基準」に基づき、くじにより落札者を決定します。

21　その他

（1）　本工事の工事成績は、土木一式工事において品質評価点に反映されます。

（2）　本案件の「積算の種別」は、「低入札基準価格の算定表」における「①　一般土木工事」となっています。

（3）　明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）で定める不当要求行為等を行った場合においては、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（4）　この工事の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。

（5）　提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この工事の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の「制限付一般競争入札共通の注意事項」及び「制限付一般競争入札の応募案内（工事 電子方式）」を確認した上で申し込んでください。

（6）　明石市財務室契約担当の入札・契約制度については、明石市ホームページ「入札コーナー」に掲載しているので、熟知のうえ入札に参加すること。ホームページに掲載している入札・契約制度の不知を理由として入札・契約に関する苦情の申立てを行うことはできない。

（7）　適正な技術者等の配置が条件となっている場合には、この入札における契約締結時に適正な技術者等の配置が必要となります。適正な技術者等の配置ができなかった場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（8）　入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。

（9）　最低価格入札者であっても、資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。
　この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

(10)　建設業法等法令違反とならないよう十分注意してください。なお、建設業法施行令の一部改正に伴い、下請契約の請負代金の額の合計が5,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）以上となる場合には特定建設業の許可及び専任の監理技術者を要します。

(11)　明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご留意ください。

(12)　建設業法等に規定する営業所における専任の技術者は、原則として工事現場に配置する技術者となることはできませんので、建設業法等法令違反とならないよう十分注意してください。